

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 2 月 16 日 (金) 第3391号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○保安林の指定予定の通知	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定施業要件の変更 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産振興課取扱い)	2
○家畜伝染病の発生	(畜産課取扱い)	3
○県営土地改良事業の計画の変更 (3件)	(農地整備課取扱い)	3
○県営土地改良事業の換地計画の決定 (2件)	(農地整備課取扱い)	4
○道路の区域の変更 (2件)	(道路維持課取扱い)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課取扱い)	5
○土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課取扱い)	8
○都市計画道路の変更	(都市計画課取扱い)	8

## 公 告

○一般競争入札公告 (3件)	(学事法制課取扱い)	8
	(会計課取扱い)	13

## 正 誤

○鹿児島県公報第3373号 (平成29年12月8日付け) の一部訂正	(森づくり推進課取扱い)	15
------------------------------------	--------------	----

## 告 示

## 鹿児島県告示第137号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年 2 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林予定森林の所在場所  
薩摩川内市祁答院町下手字戸高野4507番, 4535番
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は, 択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第138号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鹿児島市桜島西道町992番・桜島白浜町2478番・桜島武町2907番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、桜島藤野町2102番、桜島二俣町1248番・桜島松浦町1066番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
桜島西道町992番・桜島武町2907番・桜島二俣町1248番・桜島松浦町1066番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第139号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和59年7月16日鹿児島県告示第1220号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第140号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年2月16日から同年3月2日まで川内市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名

薩摩川内市港町6115番地14 川畑猛  
 薩摩川内市港町6198番地 小倉義宏  
 薩摩川内市港町6237番地 小倉貞洋

- 2 加入区  
川内加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
川内市漁業協同組合

#### 鹿児島県告示第141号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成30年 2 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	志布志市	平成30年 1 月 31 日

#### 鹿児島県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）出水・米ノ津地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 2 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年 2 月 19 日から同年 3 月 16 日まで
- 3 縦覧場所  
出水市役所農林水産整備課

#### 鹿児島県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び土層改良）浅川地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 2 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年 2 月 19 日から同年 3 月 16 日まで
- 3 縦覧場所  
西之表市役所農林水産課

#### 鹿児島県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農

業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）大薄第三地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年2月19日から同年3月16日まで
- 3 縦覧場所  
さつま町役場耕地林業課

#### 鹿児島県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区剥岩換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年2月19日から同年3月16日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

#### 鹿児島県告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区中福良換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年2月19日から同年3月16日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

#### 鹿児島県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年2月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	黒石串良線	曾於郡大崎町野方字二子塚97番6地先から同町持留字尾ノ鼻沖1935番3地先まで	前	5.8~12.7	2,405.7
			後	11.1~30.0	2,404.4

鹿児島県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年2月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字平田字与人畑2639番1地先から同村大字平田字セザレ浜2528番地先まで	前	7.1~56.2	862.9
			後	7.1~56.2	862.9
			後	9.2~76.6	820.0

鹿児島県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年2月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字平田字セザレ浜2553番地先から2531番地先まで	平成30年2月16日

鹿児島県告示第150号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区 域
名 突 地 区	次に掲げる標柱の1号から3号までを順次直線で結んだ線、同標柱の1号と15号を直線で結んだ線、同標柱の3号と14号を直線で結んだ線、同標柱の11号から14号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の11

	号と15号を鹿児島市道新村本線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 11号 12号 13号 14号 15号	標柱の所在地 平成13年3月23日鹿児島県告示第439号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち名突地区の区域（以下この項において「既指定区域」という。）の標柱の1号 既指定区域の標柱の2号 既指定区域の標柱の3号 鹿児島市伊敷町6541番2 鹿児島市伊敷七丁目6541番4
川上3地区	次に掲げる標柱の1号から12号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と12号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号	標柱の所在地 鹿児島市川上町296番3 鹿児島市川上町286番1 鹿児島市川上町285番1 鹿児島市川上町284番 鹿児島市川上町282番4 鹿児島市川上町288番1 鹿児島市川上町288番6 鹿児島市川上町283番1 鹿児島市川上町287番3
伊敷菖蒲谷地区	次に掲げる標柱の1号から11号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と11号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号	標柱の所在地 鹿児島市皆与志町4738番5 鹿児島市皆与志町4745番5 鹿児島市皆与志町4731番5 鹿児島市皆与志町4731番4 鹿児島市皆与志町4733番1 鹿児島市皆与志町4733番2 鹿児島市皆与志町4732番1 鹿児島市皆与志町4738番1
河頭3地区	次に掲げる標柱の1号から13号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と13号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 8号 6号 7号 9号 10号 11号 12号 13号	標柱の所在地 鹿児島市皆与志町1817番2 鹿児島市皆与志町1805番3 鹿児島市皆与志町1814番1 鹿児島市皆与志町1814番4 鹿児島市皆与志町1811番5 鹿児島市皆与志町1811番2 鹿児島市皆与志町1811番14 鹿児島市皆与志町1811番20 鹿児島市皆与志町1813番14 鹿児島市皆与志町1817番1
名越2地区	次に掲げる標柱の1号から14号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と14号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	

	<p>標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号 13号 14号</p>	<p>標柱の所在地 鹿児島市小山田町3588番1 鹿児島市小山田町3597番 鹿児島市小山田町3594番 鹿児島市小山田町3585番1 鹿児島市小山田町3579番1 鹿児島市小山田町3580番3 鹿児島市小山田町3581番1 鹿児島市小山田町3583番 鹿児島市小山田町3582番1 鹿児島市小山田町3587番1</p>
長井田2地区	<p>次に掲げる標柱の1号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号</p>	<p>標柱の所在地 鹿児島市伊敷町2226番1 鹿児島市伊敷町2225番4 鹿児島市伊敷町2225番5 鹿児島市伊敷町2225番7 鹿児島市伊敷町2225番6 鹿児島市伊敷町2225番1</p>
花野口2地区	<p>次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 10号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号</p>	<p>標柱の所在地 鹿児島市伊敷町4587番 鹿児島市伊敷町4582番 鹿児島市伊敷町4579番 鹿児島市伊敷町4576番 鹿児島市伊敷町4575番2 鹿児島市伊敷町4584番1 鹿児島市伊敷町4584番6 鹿児島市伊敷町4583番</p>
入佐5地区	<p>次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号</p>	<p>標柱の所在地 鹿児島市犬迫町138番55 鹿児島市犬迫町137番1 鹿児島市犬迫町158番 鹿児島市犬迫町153番 鹿児島市犬迫町138番64 鹿児島市犬迫町138番63 鹿児島市犬迫町138番26 鹿児島市犬迫町138番43 鹿児島市犬迫町138番41</p>
実方3地区	<p>次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 1号 2号 3号 4号</p>	<p>標柱の所在地 鹿児島市東坂元四丁目1319番2 鹿児島市東坂元四丁目1319番1 鹿児島市東坂元四丁目1306番1 鹿児島市東坂元四丁目1310番</p>

	5号	鹿児島市東坂元四丁目1312番1
	6号	鹿児島市東坂元四丁目1319番4
たんたど2地区	次に掲げる標柱の1号から12号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と12号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市東坂元四丁目609番
	2号 3号	鹿児島市東坂元四丁目608番4
	4号	鹿児島市東坂元四丁目605番1
	5号 7号	鹿児島市東坂元四丁目603番
	6号	鹿児島市東坂元四丁目638番3
	8号 9号	鹿児島市東坂元四丁目633番
	10号	鹿児島市東坂元四丁目613番1
	11号	鹿児島市東坂元四丁目613番4
	12号	鹿児島市東坂元四丁目612番

**鹿児島県告示第151号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年 2 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 土地区画整理組合の名称  
川内市権現原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成17年 9 月 9 日から平成31年 3 月 31日まで
- 3 施行地区  
薩摩川内市御陵下町字権現原，字権現脇及び字後田の各一部
- 4 事務所の所在地  
薩摩川内市国分寺町4164番地
- 5 設立認可の年月日  
平成17年 9 月 2 日
- 6 変更認可の年月日  
平成30年 2 月 5 日

**鹿児島県告示第152号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年 2 月 16 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿屋都市計画道路
  - (2) 名称 3・3・15号寿大通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
鹿屋市札元一丁目，札元二丁目及び寿四丁目の各一部

公 告

一般競争入札公告



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

文書使送業務（鹿児島県庁と鹿児島県本土内の鹿児島県の各出先機関、各市町村等との間の文書等の送達業務）

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 陸上運送業務の直前2事業年度以上の営業実績があること。

(4) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な営業体制（保有車両の種類及び数、作業人員の数等）が整っていること。

(5) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な許可、認可等を受けていること。

3 入札参加資格の審査等

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 所定の営業概要書

イ 営業経歴書

ウ 法人にあつては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の決算における貸借対照表及び損益計算書

エ 個人にあつては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の所得税確定申告書の写し

オ 2の(5)の許可、認可等を受けていることを証する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 平成30年3月1日午後5時15分

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成30年3月15日までに書面により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、総額（路線ごとの単価に入札説明書に示す各路線ごとの予定運行回数を

乗じ、路線ごとの年間所要額を合計した金額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月22日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

3の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

9 最低制限価格

設定する。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2144

ファックス番号 099-286-5508

12 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

貨物の運送及び配達業務

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。

(4) 貨物を全都道府県に運送し、及び配達することが可能な者であること。

(5) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有する者であること。

(6) 3の(1)の入札参加資格審査申請書を提出する日において、インターネットによる貨物の運送及び配達状況の照会が可能な者であること。

3 入札参加資格の審査等

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 営業経歴書

イ 2の(3)の許可を受けていることを証する書類

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 平成30年3月1日午後5時15分

- (3) 資格審査の結果  
資格審査の結果は、平成30年3月15日までに書面により通知する。
- (4) 提出書類に関する説明  
資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) その他  
ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。  
イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
ア 入札金額は、総額（入札説明書に示す貨物の配達地域及び重量区分ごとの予定数量に見積単価を乗じて得た額を合計した額）を記載すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成30年3月22日午前11時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）
- (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
3の(2)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
3の(2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。  
ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上

にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### 7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 9 最低制限価格

設定しない。

#### 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2144  
ファックス番号 099-286-5508

#### 12 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成30年4月1日に確定する。

#### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年2月16日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
電子収納システム保守管理業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所  
鹿児島県出納局会計課出納管理係

#### 2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、資格審査の結果は、平成30年3月15日までに書面及び電話により通知する。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 入札説明書に記載する入札に参加する者に必要な資格を証明する書類を平成30年3月9日午後5時15分までに10の担当部局に提出し、当該業務を履行することができることを証明した者であること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月28日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）8-出-1会議室

#### (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所 鹿児島県出納局会計課出納管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号

(㍒) 交付期限 平成30年3月2日午後5時

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

### 5 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### (2) 契約保証金

免除する。

### 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
  - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格  
設定しない。
- 9 契約書案の提出  
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県出納局会計課出納管理係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3775  
ファックス番号 099-286-5639
- 11 その他
- (1) この入札は，この調達に係る平成30年度予算が成立しないときは実施しない。
  - (2) この入札に係る契約は，平成30年4月1日に確定する。

**正 誤**

平成29年12月8日付け鹿児島県公報第3373号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	上から1行目	鹿児島市	(削る。)